

## (趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第86条第1項並びに第88条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

## (定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

## (基本方針)

第3条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、入所者からの相談への対応、援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指すものでなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立つて指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び入所者の家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

## (指定介護老人福祉施設の指定に必要な入所定員)

第4条 指定介護老人福祉施設の指定に必要な入所定員は、30人以上とする。

## 第2章 人員に関する基準

第5条 指定介護老人福祉施設が有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (2) 生活相談員 入所者の数を100で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）以上
- (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）常勤換算方法で、入所者の数を3で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）以上
- (4) 看護職員 次のアからエまでに掲げる指定介護老人福祉施設の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める員数
  - ア 入所者の数が30以下の指定介護老人福祉施設 常勤換算方法で、1以上
  - イ 入所者の数が30を超える50以下の指定介護老人福祉施設 常勤換算方法で、2以上
  - ウ 入所者の数が50を超える130以下の指定介護老人福祉施設 常勤換算方法で、3以上
  - エ 入所者の数が130を超える指定介護老人福祉施設 常勤換算方法で、入所者の数から130を控除して得た数を50で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に3を加えて得た数以上
- (5) 栄養士 1以上
- (6) 機能訓練指導員 1以上
- (7) 介護支援専門員 1以上（入所者の数を100で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）を標準とする。）

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項の「常勤換算方法」とは、指定介護老人福祉施設の従業者の勤務延べ時間数の総数を当該指定介護老人福祉施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定介護老人福祉施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設（第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合又は指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合の介護職員及び看護職員（第53条第2項の規定により配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。）

5 第1項第2号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。

6 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第1項第5号の規定にかかわらず、入所定員が40人以下の指定介護老人福祉施設は、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより、当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がない場合は、栄養士を有しないことができる。

8 第1項第6号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

- 9 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
- 10 第1項第7号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
- 11 第1項第1号の医師及び同項第7号の介護支援専門員の員数は、サテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）である指定介護老人福祉施設が当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

### 第3章 設備に関する基準

第6条 指定介護老人福祉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 居室
  - (2) 静養室（居室で静養することが一時的に困難な心身の状況にある入所者を静養させることを目的とする設備をいう。）
  - (3) 浴室
  - (4) 洗面設備
  - (5) 便所
  - (6) 医務室
  - (7) 食堂
  - (8) 機能訓練室
  - (9) 介護職員室又は看護職員室
- 2 前項第1号から第8号までに掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 居室 次に掲げる基準に適合すること。
    - ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人以上4人以下とすることができる。
    - イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
    - ウ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
    - エ アただし書に規定する場合は、入所者同士の視線の遮断を確保するための設備を設けること。
    - オ アただし書に規定する場合は、主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第20号）第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）に係る改修を行わずに定員が1人の居室への転換が可能な構造とすること。
  - (2) 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
  - (3) 浴室 要介護者の入浴に適したものとすること。
  - (4) 洗面設備 次に掲げる基準に適合すること。
    - ア 居室のある階ごとに設けること。
    - イ 要介護者の使用に適したものとすること。
  - (5) 便所 次に掲げる基準に適合すること。
    - ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
    - イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者の使用に適したものとすること。
  - (6) 医務室 次に掲げる基準に適合すること。
    - ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。
    - イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
  - (7) 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準に適合すること。
    - ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるとときは、同一の場所とすることができる。
    - イ 必要な備品を備えること。
- 3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 指定介護老人福祉施設の廊下は、その幅を1.8メートル（中廊下にあっては、2.7メートル）以上としなければならない。

### 第4章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

- 第7条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し第29条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該指定介護福祉施設サービスの提供の開始について当該入所申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項に定めるところにより、当該入所申込者又

はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織（指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
    - ア 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - イ 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要な事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要な事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
  - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要な事項を記録したもの交付する方法
  - 3 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
  - 4 指定介護老人福祉施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要な事項を提供しようとするとときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
    - (1) 第2項各号に掲げる方法のうち指定介護老人福祉施設が使用するもの
    - (2) ファイルへの記録の方式
  - 5 前項の規定による承諾を得た指定介護老人福祉施設は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要な事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- （提供拒否の禁止）
- 第8条 指定介護老人福祉施設は、正当な理由がなく、指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。
- （サービス提供困難時の対応）
- 第9条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- （受給資格等の確認）
- 第10条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、指定介護福祉施設サービスの提供を求める者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。
- 2 指定介護老人福祉施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めなければならない。
- （要介護認定の申請に係る援助）
- 第11条 指定介護老人福祉施設は、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の同意を得て、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者が行う要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までには行われるよう、当該入所者に対し必要な援助を行わなければならない。
- （入退所）
- 第12条 指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。
- 2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を控除した数を超えている場合には、介護の必要的程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。
- 5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従

業者の間で協議しなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望、当該入所者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

7 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。  
(サービスの提供の記録)

第13条 指定介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した場合は、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。  
(利用料等の受領)

第14条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービス（法第48条第4項の規定により施設介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護福祉施設サービスをいう。以下この条及び第47条において同じ。）に該当する指定介護福祉施設サービスを提供した場合は、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「基準省令」という。）第9条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要な費用

(4) 基準省令第9条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要な費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用についての基準省令第9条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるとところによるものとする。

5 指定介護老人福祉施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならぬ。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。  
(保険給付の請求のための証明書の交付)

第15条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第16条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等に応じて、当該入所者の待遇を妥当かつ適切に行わなければならない。

2 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

- 3 指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し処遇上必要な事項について理解しやすいよう説明を行わなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその指定介護福祉施設サービスの質の改善を図らなければならぬ。
- 7 指定介護老人福祉施設は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 8 指定介護老人福祉施設は、その提供する指定介護福祉施設サービスの質について、定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定介護福祉施設サービスの質の改善を図るよう努めなければならない。

## (施設サービス計画の作成)

第17条 指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条及び第28条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下この条において「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なればならない。

- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供するまでの達成時期、指定介護福祉施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指揮官）を召集して行う会議をいう。以下の条において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者に対し専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。

- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した場合は、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行いうものとする。

- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下この項において「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行なうこととし、特段の事情のない限り、定期的に、入所者に面接し、かつ、モニタリングの結果を記録ししなければならない。

- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者に対し専門的な見地からの意見を求めるものとする。

## (1) 入所者が要介護更新認定を受けた場合

## (2) 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

- 12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

## (介護)

第18条 指定介護老人福祉施設における介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

- 3 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

- 4 指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り

- 替えなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。
- 7 指定介護老人福祉施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 指定介護老人福祉施設は、入所者に、その負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。  
(食事)
- 第19条 指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。
- 2 指定介護老人福祉施設は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、地域の特色を生かした食事の提供その他の食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援しなければならない。  
(相談及び援助)
- 第20条 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、それらに対する必要な助言その他の援助を行わなければならない。  
(社会生活上の便宜の提供等)
- 第21条 指定介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜、入所者のためのレクリエーションを行わなければならない。
- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対して行う手続について、当該入所者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の同意を得て代わって行わなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。  
(機能訓練)
- 第22条 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。  
(健康管理)
- 第23条 指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとらなければならない。  
(入所者の入院期間中の取扱い)
- 第24条 指定介護老人福祉施設は、入所者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようしなければならない。  
(入所者に関する市町村への通知)
- 第25条 指定介護老人福祉施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
- (1) 正当な理由がなく指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
  - (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。  
(管理者の要件)
- 第26条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。  
(管理者の責務)
- 第27条 指定介護老人福祉施設の管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 指定介護老人福祉施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。  
(計画担当介護支援専門員の責務)
- 第28条 計画担当介護支援専門員は、第17条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。
- (1) 入所申込者の入所に際し、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
  - (2) 入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。
  - (3) 心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことが

できると認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望、当該入所者が退所後に置かることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。

- (4) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- (5) 第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。
- (6) 第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。
- (7) 第41条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録を行うこと。

(運営規程)

第29条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

第30条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護老人福祉施設は、従業者が資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第31条 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第32条 指定介護老人福祉施設は、消防設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、非常災害時に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、非常災害時には、被災した高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の受け入れに努めなければならない。

(衛生管理等)

第33条 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならぬ。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に対し周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定めること。

(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のために必要な研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、基準省令第27条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第34条 指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院（当該指定介護老人福祉施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。次条において同じ。）を定めなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定介護老人福祉施設との間で、入所者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。

(掲示)

第35条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の建物内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

## (秘密保持等)

第36条 指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する場合は、あらかじめ、文書により入所者の同意を得ておかなければならぬ。

## (広告)

第37条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容が虚偽の又は誇大なものであってはならない。

## (居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第38条 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

## (苦情処理)

第39条 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該市町村から求めがあつた場合は、当該改善の内容を報告しなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。この場合において、国民健康保険団体連合会から求めがあつた場合は、当該改善の内容を報告しなければならない。

## (地域との連携等)

第40条 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民と連携し、又はその自発的な活動等に協力する等地域との交流を図らなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者が地域住民と交流できる機会を確保するよう努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

## (事故発生の防止及び発生時の対応)

第41条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を定めること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会を定期的に開催するとともに、従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償しなければならない。

## (会計の区分)

第42条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

## (記録の整備)

第43条 指定介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する記録を備え置かなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を、当該入所者の施設サービス計画とともに、介護サービス提供の終了

の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 第25条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第41条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

## 第5章 ユニット型指定介護老人福祉施設

### 第1節 趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第44条 第2章、第3章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（基本方針）

第45条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連續したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域及び入居者の家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

### 第2節 設備に関する基準

第46条 ユニット型指定介護老人福祉施設には、次に掲げる設備を設けなければならぬ。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) 医務室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下とするとともに、次のアからエまでに掲げる設備を設けるものとし、それぞれアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準に適合すること。

ア 居室 次に掲げる基準に適合すること。  
 (ア) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができます。  
 (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。  
 (ウ) 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書に規定する場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

(エ) ユニットに属しない居室を改修した居室は、入居者同士の視線の遮断を確保すること。この場合において、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。  
 (オ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室 次に掲げる基準に適合すること。  
 (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。  
 (イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。  
 ウ 洗面設備 次に掲げる基準に適合すること。  
 (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。  
 (イ) 要介護者の使用に適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる基準に適合すること。  
 (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。  
 (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するに適したものとすること。

(2) 浴室 要介護者の入浴に適したものとすること。  
 (3) 医務室 次に掲げる基準に適合すること。  
 ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。  
 イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて

臨床検査設備を設けること。

- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設の廊下の幅は、1.8メートル（中廊下にあっては、2.7メートル）以上としなければならない。ただし、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、1.5メートル（中廊下にあっては、1.8メートル）以上とすることができる。
- 4 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

### 第3節 運営に関する基準

#### (利用料等の受領)

- 第47条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した場合は、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費用の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
  - 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した場合に入居者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
  - 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前2項に規定する額のほか、次に掲げる費用の支払を受けることができる。
    - (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
    - (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
    - (3) 基準省令第41条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
    - (4) 基準省令第41条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
    - (5) 理美容代
    - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの
  - 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第41条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
  - 5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。
- (指定介護福祉施設サービスの取扱方針)
- 第48条 指定介護福祉施設サービスは、入居者の有する能力に応じて自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
  - 2 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
  - 3 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
  - 4 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
  - 5 ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行わなければならない。
  - 6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
  - 7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
  - 8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその指定介護福祉施設サービスの質の改善を図らなければならぬ。

9 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

10 ユニット型指定介護老人福祉施設は、その提供する指定介護福祉施設サービスの質について、定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定介護福祉施設サービスの質の改善を図るよう努めなければならない。  
 (介護)

第49条 ユニット型指定介護老人福祉施設における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じて適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、日常生活における家事を入居者が心身の状況等に応じてそれぞれの役割を担って行うよう、適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清しきを行なうことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならぬ。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前各項に規定するものほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

9 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に、その負担により、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。  
 (食事)

第50条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならぬ。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなければならない。

6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域の特色を生かした食事の提供その他の食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。  
 (社会生活上の便宜の提供等)

第51条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行なうこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対して行なう手続について、当該入居者又はその家族が行なうことが困難である場合は、入居者の同意を得て代わって行わなければならぬ。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。  
 (運営規程)

第52条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する規程を定めなければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入居定員

(4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員

(5) 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(6) 施設の利用に当たっての留意事項

(7) 非常災害対策

(8) その他施設の運営に関する重要な事項

(勤務体制の確保等)

第53条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を営むこ





熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

## 熊本県条例第72号

### 熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例

#### 目次

- 第1章 趣旨及び基本方針（第1条—第3条）
- 第2章 人員に関する基準（第4条）
- 第3章 施設及び設備に関する基準（第5条・第6条）
- 第4章 運営に関する基準（第7条—第42条）
- 第5章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準
  - 第1節 趣旨及び基本方針（第43条・第44条）
  - 第2節 施設及び設備に関する基準（第45条）
  - 第3節 運営に関する基準（第46条—第54条）

#### 附則

##### 第1章 趣旨及び基本方針 (趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第97条第1項から第3項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について定めるものとする。

##### (定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。  
(基本方針)

第3条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、当該入所者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供を行なうよう努めなければならない。

3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び入所者の家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行なう者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行なう者をいう。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

##### 第2章 人員に関する基準

第4条 介護老人保健施設が有しなければならない従業者及びその員数は、法第97条第2項の規定により厚生労働省令で定める員数の医師及び看護師のほか、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 薬剤師 介護老人保健施設の実情に応じた適当事
  - (2) 看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下同じ。）又は介護職員（以下「看護・介護職員」という。）常勤換算方法で、入所者の数を3で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）以上（看護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の2程度を、介護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の5程度をそれぞれ標準とする。）
  - (3) 支援相談員 常勤換算方法で、入所者の数から100を控除して得た数を100で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上
  - (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上
  - (5) 栄養士 入所定員100人以上の介護老人保健施設にあっては、1以上
  - (6) 介護支援専門員 1以上（入所者の数を100で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）を標準とする。）
  - (7) 調理員、事務員その他の従業者 介護老人保健施設の実情に応じた適当事
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項の「常勤換算方法」とは、介護老人保健施設の従業者の勤務延べ時間数の総数を当該介護老人保健施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該介護老人保健施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設（第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）及びユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護職員を除き、入所者の待遇に支障がない場合には、この限りでない。
- 5 第1項第3号の支援相談員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の待遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務

に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であって、当該本体施設の入所者の処遇に支障がないときは、次項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができる。

- 7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該介護老人保健施設を設置しようとする者により設置された当該介護老人保健施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする入所定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める従業者により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらの従業者を有しないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員

(2) 病床数100以上の病院 栄養士

(3) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設 介護支援専門員

- 8 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士 併設される病院又は診療所の理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、配置しないことができる。

(2) 支援相談員又は介護支援専門員 当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の実情に応じた適当事数

### 第3章 施設及び設備に関する基準

#### （施設）

- 第5条 介護老人保健施設は、法第97条第1項に規定する療養室、診察室及び機能訓練室のほか、次の各号に掲げる施設を有しなければならない。ただし、当該サテライト型小規模介護老人保健施設にあっては本体施設の施設を利用することにより、当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がない場合は第8号から第10号までに掲げられる病院又は診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者及び入院患者の処遇に支障がない場合は当該各号に掲げる施設のいずれかを有しないことができる。

(1) 談話室

(2) 食堂

(3) 浴室

(4) レクリエーション・ルーム

(5) 洗面所

(6) 便所

(7) サービス・ステーション

(8) 調理室

(9) 洗濯室又は洗濯場

(10) 汚物処理室

- 2 前項第1号から第6号までに掲げる施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 談話室 入所者同士又は入所者及びその家族の談話に支障のない広さを有すること。

(2) 食堂 2平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有すること。

(3) 浴室 次に掲げる基準に適合すること。

ア 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

イ 一般の浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した浴槽を設けること。

(4) レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

(5) 洗面所 療養室（法第97条第1項の規定に基づく厚生労働省令で定める基準により有しなければならない療養室をいう。以下同じ。）のある階ごとに設けること。

(6) 便所 次に掲げる基準に適合すること。

ア 療養室のある階ごとに設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

ウ 常夜灯を設けること。

3 第1項各号に掲げる施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。  
 (構造設備の基準)

第6条 介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号及び次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）とすること。ただし、次のア又はイのいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができます。

ア 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下「療養室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、第32条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 第32条第2項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるように、地域住民等との連携体制を整備すること。

(2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。

(3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する避難階段としての構造を有する場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

(4) 階段には、手すりを設けること。

(5) 廊下の構造は、次のとおりとすること。

ア 幅は、内のりによる測定で1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

(6) 入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

(7) 消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けること。

2 前項第1号の規定にかかるわらず、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護老人保健施設の建物であつて火災に係る入所者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材としての難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消防活動が可能であること。

(3) 避難口の増設、入所者の搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能であること。

第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し第29条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該介護保健施設サービスの提供の開始について入所申込者の同意を得なければならぬ。

2 介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項に定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要な事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織（介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

- イ 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したもの交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。
- (1) 第2項各号に掲げる方法のうち介護老人保健施設が使用するもの  
 (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た介護老人保健施設は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- (提供拒否の禁止)
- 第8条 介護老人保健施設は、正当な理由がなく、介護保健施設サービスの提供を拒んではならない。  
 (サービス提供困難時の対応)
- 第9条 介護老人保健施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。  
 (受給資格等の確認)
- 第10条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供を求められた場合には、介護保健施設サービスの提供を求める者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。
- 2 介護老人保健施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護保健施設サービスを提供するよう努めなければならない。  
 (要介護認定の申請に係る援助)
- 第11条 介護老人保健施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の同意を得て速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。  
 2 介護老人保健施設は、入所者が行う要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までには行われるよう、当該入所者に対し必要な援助を行わなければならない。  
 (入退所)
- 第12条 介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、病状及び置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護保健施設サービスを提供するものとする。
- 2 介護老人保健施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を控除した数を超えている場合には、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。
- 5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。
- 6 介護老人保健施設は、入所者の退所に際しては、当該入所者又はその家族に対し適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。  
 (サービスの提供の記録)
- 第13条 介護老人保健施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保健施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載

しなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第14条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービス（法第48条第4項の規定により施設介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護保健施設サービスをいう。以下同じ。）に該当する介護保健施設サービスを提供したときは、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該介護保健施設サービスについて同条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護保健施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護保健施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該介護老人保健施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

- 2 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供したときに入所者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 介護老人保健施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「基準省令」という。）第11条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 基準省令第11条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第11条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

- 5 介護老人保健施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に對し当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第15条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第16条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等を踏まえて、当該入所者の療養を妥当かつ適切に行わなければならぬ。

- 2 介護保健施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

- 3 介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことと旨とし、入所者又はその家族に対し療養上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

- 4 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該介護保健施設サービスの提供を受ける入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- 5 介護老人保健施設は、身体的拘束等を行う場合には、その様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- 6 介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその介護保健施設サービスの質の改善を図らなければならない。

- 7 介護老人保健施設は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

- 8 介護老人保健施設は、その提供する介護保健施設サービスの質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその介護保健施設サービスの質の改善を図るよう努めなければならない。  
 (施設サービス計画の作成)
- 第17条 介護老人保健施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条及び第28条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下この条において「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならぬ。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならぬ。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、当該入所者の家族の希望を勘案して、当該入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護保健施設サービスの目標及びその達成時期、介護保健施設サービスの内容、介護保健施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者に対し専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成したときは、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下この項において「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、定期的に、入所者に面接し、かつ、モニタリングの結果を記録しなければならない。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者に対し専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- (1) 入所者が要介護更新認定を受けた場合  
 (2) 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。  
 (診療の方針)
- 第18条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 診療は、一般に医師としてその必要があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基に、療養上妥当かつ適切に行うこと。  
 (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果が見込めるよう適切な指導を行うこと。  
 (3) 常に入所者の病状、心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。  
 (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当かつ適切に行うこと。  
 (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、基準省令第15条第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定めるもののほか行わないこと。  
 (6) 基準省令第15条第1項第6号に規定する厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方しないこと。  
 (必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)
- 第19条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状から当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院（当該介護老人保健施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。第34条及び第35条において同じ。）その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じな

ければならない。

- 2 介護老人保健施設の医師は、みだりに入所者のために往診を求める、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。
- 3 介護老人保健施設の医師は、入所者のために往診を求める、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合は、当該往診又は通院に係る病院若しくは診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。
- 4 介護老人保健施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受け、その情報に基づき適切な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

第20条 介護老人保健施設は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第21条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じて適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、入所者の病状及び心身の状況に応じて適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。 じょくそう
- 5 介護老人保健施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 介護老人保健施設は、前各項に定めるほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 7 介護老人保健施設は、入所者に、その負担により当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第22条 介護老人保健施設は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

- 2 入所者の食事は、入所者が可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援するよう努めなければならない。
- 3 ユニット型介護老人保健施設は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、地域の特色を生かした食事の提供その他の食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第23条 介護老人保健施設は、常に入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、それらに対し必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(他のサービスの提供)

第24条 介護老人保健施設は、適宜、入所者のためのレクリエーションを行うよう努めるものとする。

- 2 介護老人保健施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第25条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを受けている入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由がなく、介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理)

第26条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のないときは、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設(介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。)に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のないときは、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準」という。)第110条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。)又はサテライト型居住施設(指定地域密着型サービス基準第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。)の職務に従事することができるものとする。

(管理者の責務)

第27条 介護老人保健施設の管理者は、当該介護老人保健施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護老人保健施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第28条 計画担当介護支援専門員は、第17条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 入所申込者の入所に際し、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。

(3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

(4) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。

(5) 第40条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置の記録を行うこと。

(運営規程)

第29条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めなければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入所定員

(4) 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第30条 介護老人保健施設は、入所者に対し適切な処遇を行うことができるよう、従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 介護老人保健施設は、従業者が資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第31条 介護老人保健施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第32条 介護老人保健施設は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 介護老人保健施設は、非常災害時に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 介護老人保健施設は、非常災害時には、被災した高齢者、障害者その他特に配慮をする者の受け入れに努めなければならない。

(衛生管理等)

第33条 介護老人保健施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に対し周知徹底を図ること。

(2) 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定めること。

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のために必要な研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、基準省令第29条第2項第4号の規定により厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第34条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力病院を定めなければならない。

2 介護老人保健施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関(当該介護老人保健施設との間で、入所者が歯科医療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。)を定めるよう努めなければならない。

## (掲示)

第35条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の建物内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する認められる重要な事項を掲示しなければならない。

## (秘密保持等)

第36条 介護老人保健施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護老人保健施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者等に対し、入所者に関する情報を提供するときは、あらかじめ、文書により当該入所者の同意を得ておかなければならない。  
(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第37条 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護老人保健施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該老人保健施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

## (苦情処理)

第38条 介護老人保健施設は、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護老人保健施設は、その行った処遇に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該市町村から求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

4 介護老人保健施設は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この項において同じ。）が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

## (地域との連携等)

第39条 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、地域住民と連携し、又はその自発的な活動等に協力する等地域との交流に努めなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者が地域住民と交流できる機会を確保するよう努めなければならない。

3 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

## (事故発生の防止及び発生時の対応)

第40条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を定めること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について従業者に対し周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会を定期的に開催するとともに、従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 介護老人保健施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。

4 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償しなければならない。

## (会計の区分)

第41条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

## (記録の整備)

第42条 介護老人保健施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する記録を備え置かなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者に関する次に掲げる記録を、当該入所者の施設サービス計画とともに、介護保健施設サービスの提供の終了の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 第12条第4項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録
- (2) 第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第25条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第40条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

## 第5章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

### 第1節 趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第43条 第1章、第3章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型介護老人保健施設（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一體的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（ユニット型介護老人保健施設の基本方針）

第44条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連續したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、地域及び入居者の家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

### 第2節 施設及び設備に関する基準

第45条 ユニット型介護老人保健施設は、法第97条第1項に規定する療養室、診察室及び機能訓練室のほか、次の各号に掲げる施設を有しなければならない。ただし、日常生活が営まれる場合にあっては、本体施設の設備を利用する限り、當該本体施設の効果的な運営に期待するに於ける施設は、ユニット型介護老人保健施設を下同て呼ぶこととする。当該ユニット型介護老人保健施設は、以下に規定するものとする。

（1）ユニット  
 （2）浴室  
 （3）サービス・ステーション  
 （4）調理室  
 （5）洗濯室又は洗濯場  
 （6）汚物処理室

2 前項第1号及び第2号に掲げる施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下とともに、次のアからウまでに掲げる設備を設けるものとし、それぞれアからウまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める基準に適合すること。

ア 共同生活室 次に掲げる基準に適合すること。

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上の面積を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

イ 洗面所 次に掲げる基準に適合すること。

(ア) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適當数設けること。

(イ) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

- ウ 便所 次に掲げる基準に適合すること。
- (ア) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適當数設けること。
- (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
- (ウ) 常夜灯を設けること。
- (2) 浴室 次に掲げる基準に適合すること。
- ア 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。
- イ 一般の浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した浴槽を設けること。
- 3 第1項第2号の浴室は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者の処遇に支障がない場合は、この限りではない。
- 4 前3項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の設備構造の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) ユニット型介護老人保健施設の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号及び次項において同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のア又はイのいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物とすることができます。
- ア 療養室等を2階及び地階のいずれにも設けないこと。
- イ 療養室等を2階又は地階に設ける場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
- (ア) 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第54条において準用する第32条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- (イ) 第54条において準用する第32条第2項に規定する訓練については、第54条において準用する第32条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間にいて行うこと。
- (ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- (2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
- (3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段が建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段としての構造を有する場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- (4) 階段には、手すりを設けること。
- (5) 廊下の構造は、次のとおりとすること。
- ア 幅は、1.8メートル（中廊下にあっては、2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル（中廊下にあっては、1.8メートル）以上とすることができます。
- イ 手すりを設けること。
- ウ 常夜灯を設けること。
- (6) 入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
- (7) 消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けること。
- 5 前項第1号の規定にかかるらず、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物であつて火災に係る入居者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等として難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能であること。
- (3) 避難口の増設、入居者の搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能であること。
- 第3節 運営に関する基準
- （利用料等の受領）
- 第46条 ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当する介護保健施設サービスを提供したときは、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護老人保健施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 ユニット型介護老人保健施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サ

サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

- (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
- (3) 基準省令第42条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 基準省令第42条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 理美容代
- (6) 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第42条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型介護老人保健施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

#### （介護保健施設サービスの取扱方針）

第47条 介護保健施設サービスは、入居者が有する能力に応じて自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 介護保健施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を担って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 介護保健施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 介護保健施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常に介護保健施設サービスの質の改善を図らなければならない。

9 ユニット型介護老人保健施設は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

10 ユニット型介護老人保健施設は、その提供する介護保健施設サービスの質について、定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその介護保健施設サービスの質の改善を図るよう努めなければならない。

#### （看護及び医学的管理の下における介護）

第48条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の病状及び心身の状況等に応じて、入居者が日常生活における家事を、それぞれの役割を担って行うよう、適切に支援しなければならない。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型介護老人保健施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

- 7 ユニット型介護老人保健施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に、その負担により当該ユニット型介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。  
(食事)
- 第49条 ユニット型介護老人保健施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。
- 2 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるように必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型介護老人保健施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。
- 5 ユニット型介護老人保健施設は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなければならない。
- 6 ユニット型介護老人保健施設は、地域の特色を生かした食事の提供その他の食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。  
(その他のサービスの提供)
- 第50条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。
- 2 ユニット型介護老人保健施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。  
(運営規程)
- 第51条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。
- (1) 施設の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 入居定員
  - (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
  - (5) 入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
  - (6) 施設の利用に当たっての留意事項
  - (7) 非常災害対策
  - (8) その他施設の運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)
- 第52条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、適切な待遇を行うことができるように、従業者の勤務体制を定めなければならない。
- 2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を営むことができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に掲げる職員配置を行わなければならない。
- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
  - (2) 夜間については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間の勤務に従事する職員として配置すること。
  - (3) ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 3 ユニット型介護老人保健施設は、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。  
(定員の遵守)
- 第53条 ユニット型介護老人保健施設は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。  
(準用)
- 第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条まで及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、「第29条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第1号中「第12条第4項」とあるのは「第54条において準用する第12条第4項」と、第42条第2項第2号中「第13条第2項」とあるのは「第54条において準用する第13条第2項」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と、第42条第2項第4号中「第25条」とあるのは「第54条において準用する第25条」と、第28条第4号及び第42条第2項第5号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、第4条において準用する第38条第2項」と、第28条第5号及び第42条第2項第6号



床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行つて一介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについて、第6条第1項第2号の規定を適用する場合においては、同号中「直通階段を2以上設けること」とあるのは、「直通階段を2以上設けること」とも又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては、100とし）、その幅は、1.2メートル（中廊下にあつては、1.6メートル）以上とすることができる。」とし、その間接する廊下に下に接する部屋に該当する。

第10条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に接する部屋に下に接する廊下に下に接する部屋に該当する。

第11条 平成17年10月1日前に法第94条第1項の規定による開設の許可を受けた介護老人保健施設であつて、法第97条第1項から第3項まで規定する規範面積に該当する。許可を受けた介護老人保健施設は、同号ア（イ）に規定するユニット型介護老人保健施設であつて、運営するうち、この規範面積に該当する。

第12条 平成17年10月1日前に法第94条第1項の規定による開設の許可を受けた介護老人保健施設（同日後に建物の規模又は構造を変更したものとみなす。）は、介護老人保健施設であつてユニット型介護老人保健施設でないものとみなす。

2 平成17年10月1日前に法第94条第1項の規定による開設の許可を受けた介護老人保健施設であつて、第2章及び第5章に規定する基準を満たすものがその旨を知事に申し出た場合には、前項の規定は、適用しない。

第13条 平成18年4月1日前に存していいた療養病床又は一般病床から転換したうちは、同日以後運営する場合においては、運営するうちは、この規範面積に該当する。

第14条 平成17年10月1日前に法第94条第1項の規定による開設の許可を受けた介護老人保健施設（同日後に建物の規模又は構造を変更したものとみなす。）は、介護老人保健施設であつて、運営するうちは、この規範面積に該当する。

熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成24年12月25日 熊本県知事 蒲島郁夫

**熊本県条例第73号**

熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第1章 楽旨及び基本方針（第1条—第3条）
- 第2章 人員に関する基準（第4条）
- 第3章 設備に関する基準（第5条—第7条）
- 第4章 運営に関する基準（第8条—第41条）
- 第5章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1節 楽旨及び基本方針（第42条・第43条）

第2節 設備に関する基準（第44条—第46条）

第3節 運営に関する基準（第47条—第55条）

附則